

タクシー加盟店特約

第1条（加盟店）

1. 株式会社しんきんカード（以下「当社」といいます）と「しんきんカード加盟店規約」（以下「加盟店規約」といいます）を締結している法人、個人又は団体のうち、本特約を承認のうえ加盟を申込み、当社が承認した法人、個人又は団体をタクシー契約加盟店（以下「加盟店」といいます）といたします。加盟店規約が終了した場合、本特約も終了するものとします。
2. 加盟店は、本特約に従い信用販売を行う乗用旅客自動車（以下「取扱車両」といいます）を指定のうえ、予め当社に届出し承認を得るものとします。当社の承認のない取扱車両で加盟店規約及び本特約による信用販売はできないものとします。
3. 加盟店は、本特約に従い信用販売を行う取扱車両内外の見易いところに、当社の指定する加盟店標識を掲示するものとします。
4. 加盟店は、本特約上の地位を第三者に譲渡あるいは担保提供等できないものとします。

第2条（信用販売の種類）

信用販売の種類は、1回払い販売とします。

第3条（信用販売）

1. 加盟店は、下記（1）から（3）に記載したクレジットカード及びタクシーチケットのうち、当社が指定するクレジットカード（以下「カード」といいます）を所持する会員（以下「カード会員」といいます）及びタクシーチケット（以下「チケット」といいます）を所持する会員（以下「チケット会員」といいます）（カード会員とチケット会員を総称し「会員」といい、加盟店規約の「会員」をさします。また、カードとチケットを総称し「カード等」といい、加盟店規約の「カード」をさします。）が、カード等を提示して、タクシーによる運送役務の提供を求めた場合には、加盟店規約及び本特約に従い現金で取引を行う顧客と同様に信用販売を行うものとします。
 - （1）当社が発行するカード等
 - （2）当社が加盟又は提携する組織に加盟している日本国内及び日本国内の会社が発行するカード等
 - （3）当社が提携関係にある日本国内及び日本国外の会社が発行するカード等
2. 当社が提携関係又は加盟関係に変動が生じたときは、当社からの通知により前項の信用販売を行うカード等の範囲も変動するものとします。

第4条（信用販売の制限）

1. 加盟店が行う信用販売の対象は、取扱車両に備え付けたメーターの表示する運賃、送迎料金及び高速料金等の当該運送役務にかかる立替金（以下「料金」といいます）のみとします。
2. チケット1枚の信用販売額は1万円未満とし、1回の信用販売額が1万円以上の場合はチケット3枚2万9,997円までを上限として使用できるものとします。

第5条（信用販売の方法）

1. 加盟店がカード会員よりカードによる信用販売の申込を受けたときは、遅滞なく全件について、当

社の定める方法により信用販売の承認を得るものとします。当社の承認を得られなかった場合は、カードによる信用販売を行わないものとします。

2. 加盟店は、カード会員からカードの提示による信用販売の要求があった場合、C A T等を利用してその取引契約に基づきすべての信用販売においてカードの有効性を確認し、信用販売の承認を得るものとします。その際、取引契約に従いカードや暗証番号の真偽が正しいことを確認するとともに、顔写真入りカードの場合には、利用者が当該カード面の顔写真と同一であることも合わせて確認し、信用販売を行うものとします。何らかの理由（故障、電話回線障害等）でC A T等の使用ができない場合には、次項の手続きを行うものとします。
3. 加盟店がC A T等を利用することなく信用販売を行う場合には、当該カードの真偽、有効期限、無効カード通知の有無を調べた上、当該カードが有効なものであることを確認し、当社所定のカード売上票にカード用印字器により当該カード表面記載の会員番号、会員氏名、有効期限を印字して、料金、信用販売の種類が1回払い販売であること、加盟店名、加盟店番号、取扱日付、取扱者名等所定の事項を記入の上、カード会員の署名を徴求するものとします。その際、当該カード裏面の署名とカード売上票の署名を照合し、同一人物であること及び顔写真入りカードの場合には、利用者が当該カード面の顔写真と同一であることも合わせて確認して信用販売を行うものとします。なお、加盟店はカード会員に対し、カード売上票に当社所定の項目以外の記載を求めてはならないものとしますが、別途当社から通知があった場合にはその指示に従うものとします。又、C A T等を利用しないカードによる信用販売額は、1回につき3万円以内とします。
4. 加盟店は、チケット会員よりチケットによる信用販売を求められた場合には、タクシー降車時にチケット会員から乗車日、乗車区間、料金、氏名（署名）を記入したチケットの提出を求めます。
5. カード売上票及びチケット（以下総称し「売上票」といい、加盟店規約の「売上票」をさします）に記載できる金額は料金のみとし、現金の立替、過去の売掛金の精算等は行わないものとします。
6. 加盟店は売上票の金額訂正、分配記載、取扱日付の不実記載等は行わないものとします。金額に誤りがある場合には、当該売上票を破棄して新たに本条の手続きにより、売上票を作成しなおすものとします。但し、チケットは3枚2万9,997円の範囲内で分配記載ができるものとします。
7. 加盟店は当社所定の売上票以外は使用できないものとします。但し、当社が事前に承認したカード売上票については使用できるものとします。又、カード売上票は加盟店の責任において保管し、他に譲渡できないものとします。

第6条（不審な取引の通報）

1. 加盟店は、カード等の提示方法に不審がある場合、同一カード会員が異なる名義のカードを提示した場合、当社が予め通知した偽造カード・変造カードに該当すると思われる場合及び明らかに偽造・変造と認められるチケットの提示を受けた場合は、当該カード等による信用販売を中止し、当社へ通報するものとします。
2. 前項の場合、当社が当該取引におけるカード等の使用状況の報告、カード等及びカード等発行会社の確認、会員番号とカードの会員名の確認、本人確認等の調査、カード等の回収の依頼等の協力を求めた場合、以下の書面等を提出するなどして加盟店はこれに協力するものとします。
 - ①降車日時・カード売上日時を機械的に証明するもの
 - ②乗車距離を機械的に証明するもの、若しくは運転日報の写し
 - ③取扱乗務員名・取扱車両番号

3. 加盟店は、前2項の場合に限らず、当社がカード会員のカード使用状況など調査協力を求めた場合、それに対して協力するものとします。
4. 加盟店は、当社がカード等の不正使用防止に協力を求めた場合、これに協力するものとします。

第7条（信用販売の円滑な実施）

加盟店は有効なカード等を提示した会員に対して、正当な理由なくして信用販売を拒絶し、又は料金について現金客と異なる代金を請求するなど、カード等の円滑な利用を妨げる制限を一切行なわないものとします。

第8条（無効カード等の取扱い）

1. 加盟店は、当社から紛失・盗難の理由により無効を通告されたカードによる信用販売は行わないものとします。
2. 加盟店は、無効カード、明らかに偽造・変造と認められるカード等の提示を受けた場合、当該カード等を預かり、直ちに当社に連絡するものとします。
3. 加盟店は前2項に違反して信用販売を行った場合、加盟店が一切の責任を負うものとし、当社の申出により加盟店規約第17条の規定に従うものとします。

第9条（売上債権の譲渡）

1. 加盟店は、第5条に基づく売上債権を、信用販売を行った日から15日以内（休日を含みます）に当該カード売上票及び当該チケットを別に集計し、当社所定の売上集計票を添付して当社宛に送付して譲渡するものとします。但し、CAT等を使用して信用販売を行った場合には、その取扱契約に基づき債権譲渡及び売上票の提出を行うものとします。
2. 前項の譲渡期限以降に譲渡された売上債権について、当社が当該売上債権の回収ができなかった場合、及び当社が加盟又は提携する組織に加盟している若しくは当社と提携関係にある日本国内及び日本国外の会社が、正当な理由により当社からの当該売上債権の譲渡につき拒否又は異議を唱えた場合若しくは当該会社が当該売上債権の回収ができなかった場合は、加盟店が一切の責任を負うものとし、当社の申出により加盟店規約第17条の規定に従うものとします。
3. 加盟店は、信用販売を行った日から2ヶ月以上経過した売上債権の譲渡を拒否されても異議を申立てないものとします。
4. 第1項の債権譲渡は、当該カード売上票及び当該チケットが当社に到着したときにその効力を発生するものとします。
5. 加盟店は、売上債権及び売上債権を当社に譲渡することにより発生する金銭債権を第三者に譲渡、担保提供等できないものとします。

第10条（特約の変更、承認）

本特約を変更した場合には、当社は加盟店に対して変更内容を通知又は新規約を送付します。加盟店がその通知又は送付を受けた後において会員に対してカード等による信用販売を行った場合には、変更事項又は新規約を承認したものとみなします。なお、しんきんカード加盟店規約（タクシー専用）は加盟店規約及び本特約に変更するものとします。

第11条（準用規定）

本特約は加盟店規約に優先して適用するものとし、本特約に定めのない事項については、性質上適用又は準用がないことが明白な場合を除き、加盟店規約が適用又は準用されるものとし、又、加盟店規約並びに本特約に定めのない事項については、加盟店は「取扱要領」等当社からの通知に基づく取扱をするものとし、

以 上

（2013年1月制定）